

◎議長挨拶及び諸般の報告

○議長（片柳悦夫君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年第5回昭和村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早速ご参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

12月に入り、朝晩は大分冷え込み冬らしい季節になりましたが、今年は暖冬傾向にあり、例年に比べ気温も高くなっております。

寒暖差により体調不良を引き起こすリスクも高まりますので、体調管理には十分ご注意ください。

さて、月日がたつものは早いもので、昨年12月の議会改選後から1年が経過し、令和5年も残すところあと僅かとなり、この1年を振り返ってみますと、役場新庁舎が完成し、5月8日から開庁に、新たな地域の交通機関としてデマンドバスが運行となりました。

また、コロナ禍のため、事業やイベントなど活動が制限されておりましたが、5月には制限が緩和され、5年ぶりに友好姉妹都市でありますアメリカ、イーグルポイント市との交流も再開されました。昭和の秋まつりでは4年ぶりの開催となり、村内外から多くの人たちが会場に訪れていただき、盛大に開催されました。

災害関係では、今年は台風や集中豪雨などの大きな被害もなく幸いでありました。

また、統合小中学校の建設や人口減少対策など重要な課題が山積しております。村民皆様の声を十分に受け止め、議会といたしましても、しっかり議論をしてまいりたいと思います。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

閉会中は、議員各位におかれましては、各般にわたり活発な議員活動をしていただき、村政の推進にご尽力を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

さて、9月26日は、片品村で利根郡町村議会議員議会事務局局長研修会があり、町村の財政やマイナンバー制度について研修をしてまいりました。

9月28日から10月2日まで、イーグルポイント市から市長をはじめ、本村にゆかりのあ

る方々が来村され、議員全員で対応し交流を深めてまいりました。

10月1日は、4年ぶりの開催となる昭和の秋まつりに議員全員が参加し、多くの来場者により盛大に開催されました。

15日は、昭和村消防団秋季点検が、雨のため多目的屋内運動場で行われ、議員全員が出席をし、部隊訓練やラッパ吹奏など日頃の練習成果を拝見いたしました。

29日には、川場村新庁舎落成式が行われ、斬新な庁舎で木材を多く使用した新庁舎となっております。

30日から11月1日までの3日間、郡町村議会議長会の県外視察があり、富山県黒部市、石川県津幡町を視察してまいりました。富山県黒部市では、同市で捕獲したイノシシの肉の加工や販売について、石川県津幡町では、河北郡市広域連合組合で運営しておりますごみ焼却場とリサイクルセンターを視察してまいりました。

11月2日は、吉岡町で群馬県町村議会議員研修会があり、地方議会における議会の目指す多様性とはと題し、上智大学法学部教授三浦まり氏による講演、地域活性化とテレビと題し、元NHK政治部記者の三浦元氏による講演がありました。議会ハラスメントの現状や対策、新聞やテレビなどを活用した地域活性化などの講演をしていただきました。

翌3日には、農産物盗難防止パトロール隊出発式が役場で行われ、これを受けて議会も犯罪抑止のため、今年度も20日、27日と夜間パトロールを実施いたしました。

10日は、18回目となる中学生議会が開催され、次世代を担う中学3年生の皆さんが地域に密着した問題などを取り上げ、村政に幅広い質問や提言がありました。

11月8日から17日までの6日間にわたり、村内6会場で議員出前懇談会を開催いたしました。議会を身近なものとして感じていただける開かれた議会を推進するとともに、住民の貴重な意見を拝聴する機会と捉え、議会における政策立案及び政策提言等の充実を図ることを目的として開催してものであり、154人の村民皆さんの参加をいただきました。

21日には、前橋市で群馬県町村議会広報研修会があり、議会広報編集特別委員が出席し、議会広報の基本と編集について研修してまいりました。

23日は、昭和村文化祭が開催され、各種団体が出展をしております作品等を拝見させていただきました。

28日は、県関係国会議員と町村議会議長との意見交換会が東京で行われ、翌日29日には

全国町村議会議長研修会が開催され、出席してまいりました。国会議員との意見交換会では、国政に関することや地域の実情などについて、意見交換をさせていただきました。

さて、今定例会におきましては、承認1件、議案11件、合計12件の議案が村長より提出されております。議員各位におかれましては、慎重審議の上、円満な中で終了できますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（片柳悦夫君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

ただいまから令和5年第5回昭和村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎村長挨拶及び行政報告

○議長（片柳悦夫君） 村長挨拶及び行政報告をお願いいたします。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年第5回議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、師走に入り何かとご多忙の中、ご参集をいただき開会できますことにまずもって御礼を申し上げます。

さて、11月15日に東京のNHKホールで全国町村長大会が開催されました。岸田総理大臣をはじめ、衆参両議長、関係大臣、全国の町村長を含め約1,500名の出席がございました。

大会の中で、多くの決議や要望が提起されましたが、その中でも特に強調されていた項目、また、昭和村として強く訴えかけていきたい項目を、この場をお借りしてお伝えさせていただきます。

まず、少子化対策の推進、こども・子育て政策の強化であります。全国各地で直面している重大な問題であり、国としても最重要課題として挙げております。

昭和村としましては、様々な子育て支援や人口減少対策事業などを行っておりますが、全国の町村が創意工夫を凝らし、また、長期的、安定的に、こども・子育て支援施策を実施できるよう財源の確保をお願いしてまいりました。

次に、災害からの復旧・復興、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進であります。毎年のように台風や記録的豪雨、大雪など、様々な自然災害が日本列島を襲い、多くの人命や財産が失われてきました。いかなる災害にも対応できる強靱でしなやかな国土づくりを推進すべく財政的支援及び人的な支援もお願いをしてまいりました。

また、昭和村の主幹産業である農業に重点を置いた食料安全保障の確立、農村漁村の再生、都市と農村漁村共生社会の実現では、安定的な食料自給率を確保するため、担い手の育成、確保を継続的に支援すること。そして、農村政策のより一層の充実を支えるため、新たな交付金制度を創設するようお願いをしてまいりました。

そして、地方交付税等の一般財源総額の確保であります。地方創生のさらなる推進を図るため、町村が自主性、自立性を発揮し、様々な施策を着実に実施していくためには、継続的な自主財源の確保が必要であります。人口減少、少子高齢化の進む地方で、安定的に財源確保をするためにも大変重要な項目であります。今後も安定的な地方財政運営が図られるよう地方交付税等、適切な措置を講じていただくよう強くお願いをしてまいりました。

それでは、9月議会定例会以降の主な行政報告をさせていただきます。

9月16日に村内小学校3校の秋季大運動会が開催されました。

22日には、大河原小学校の総合的な学習の時間で、村の農業施策について授業を行ってまいりました。

28日は、犯罪被害者等支援における連携と協力に関する協定調印式に出席し、沼田警察署と協定を締結いたしました。

同じく28日からアメリカ、イーグルポイント市長らが来村され、さらなる友好を深めることができました。

10月1日には、4年ぶりとなる第26回昭和の秋まつりが開催されました。午前中はあいにくの天候でしたが約1万5,000人の来客があり、コロナ前と変わらぬ盛況ぶりでした。

今後も、多くの皆様に愛される祭りであることを誇りの思い、交流のかけ橋となる祭りとして、盛り上げてまいりたいと思っております。

2日は、群馬県町村会の役員として山本知事及び県幹部に対し、来年度予算編成及び施策に関する要望活動を行ってまいりました。

15日は、消防団の秋季点検が行われました。雨による屋内運動場での開催となりましたが、多くの来賓が見守る中、昭和村消防団の機敏で節度ある活動が披露されました。

28日は、東京都板橋区にある区立志村第五小学校の創立80周年記念式典、祝賀会に参加してまいりました。

29日は、川場村役場新庁舎落成式に出席してまいりました。新庁舎は、川場村産の木材を使用しており、昭和村の庁舎とはまた違った趣がありました。

30日と11月6日には、統合小中学校建設委員会による先進地視察が行われ、県内外の3校を訪問してまいりました。各校それぞれの特性を踏まえ、貴重な意見交換ができました。

11月3日は、第56回村内バレーボール大会に参加いたしました。いまだ新型コロナウイルス感染症の影響により全盛期に比べ、参加者数は減少したものの、秋空の下、にぎやかな声が響き渡りました。

同じく3日ですが、農業委員会の皆さんと盗難防止パトロールの出発式を行いました。また、議員の皆様にも盗難防止の活動に取り組んでいただいていることに対し、感謝を申し上げます。

9日は、文教産建常任委員会の皆さんと道路愛護巡視を実施いたしました。

14日から15日にかけては、先ほど述べさせていただきました全国町村長大会に出席しました。また、群馬県関係国会議員や前林野庁長官との意見交換をしてまいりました。

29日から12月2日にかけての4日間、各小中学校において統合小中学校説明会を開催いたしました。村民の皆様からいただいた貴重な意見については、今後の建設委員会での協議に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、本定例会にお願いをする案件につきましては、専決処分事項の承認1件、議案では条例の制定1件、条例改正3件、人事案件1件、補正予算6件の計12件を提案するものであります。

十分ご審議をいただき原案のとおり承認、可決くださいますようお願いを申し上げ、開

会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片柳悦夫君） 日程第1、会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番議員、永井一行君、1番議員、佐藤好美君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（片柳悦夫君） 日程第2、会期の件についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日5日より13日までの9日間とし、この間、十分議会活動をしていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、会期は本日より13日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第3 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定について）

○議長（片柳悦夫君） これより議案審議に入ります。

日程第3、承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、和解及び損害賠償額の決定について専決処分したものであります。

事案につきましては、令和5年9月12日の午後2時30分頃、糸井地内の村道根岸南内出線で営業車を停車させる際に、側溝上にあった鉄板が跳ね上がり、当該車両を破損させた事故になります。

この事故に際して、道路管理者としての責任が発生することから、本件事故について和解を成立させるため、損害賠償費を支払うものであります。

なお、損害賠償費については、全国町村総合賠償補償保険に加入しているため、保険金の対象となります。

以上が、今回お願いをいたします専決処分の内容であります。

十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定について）を採決いたします。

本件については、承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第49号 昭和村公営企業の設置等に関する条例の制定について

○議長（片柳悦夫君） 日程第4、議案第49号 昭和村公営企業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第49号 昭和村公営企業の設置等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

簡易水道事業、農業集落排水事業及び戸別浄化槽事業が、令和6年4月1日より地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計に移行することとなっております。

このため、必要な事項を定める条例を制定するとともに、不要となる簡易水道事業特別会計条例と農業集落排水事業特別会計条例を廃止するものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第49号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第5 議案第50号 昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第5、議案第50号 昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第50号 昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、国の法改正に伴い、こども・子育て支援の拡充を図るため、出産される国民健康保険被保険者の保険税のうち所得割額と均等割額を出産予定日の前月から翌々月まで免除するものであります。

なお、免除相当額については、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1を負担することになります。

施行日については、令和6年1月1日となります。

以上が、昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第50号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第6 議案第51号 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第6、議案第51号 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第51号 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

条例制定からこれまでの新築件数は、新規転入者が10件、再転入者が28件、村内者が92件、合計130件となっており、定住促進の施策としても一定の効果があったと考えております。

そこで、施行期限が令和6年3月31日までとなっているため、本条例を改正し、施行期間を令和11年3月31日までの5年間延長いたします。また、さらに定住促進を図るため、村内に本拠地を有する業者の施工による新築住宅の補助金を100万円から200万円に、村外に本拠地を有する業者の施工による新築住宅の補助金を80万円から150万円に増額いたします。

以上が、昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金交付条例の一部を改正する条例の内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第51号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第7 議案第52号 昭和村簡易水道設置使用管理条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第7、議案第52号 昭和村簡易水道設置使用管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第52号 昭和村簡易水道設置使用管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、南部簡易水道の第2水源を第3水源に変更したことに伴い、水道事業変更認可における計画給水人口及び給水量に改正するものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第52号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第8 議案第53号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第、議案第53号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第53号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1億5,382万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億9,638万6,000円とするものであります。

まず、歳入であります。15款国庫支出金1項国庫負担金は、共同生活援助利用者の増加による障害者総合支援国庫負担金や、産前産後の国民健康保険税を減免する産前産後保険料国庫負担金の増などにより344万9,000円の増額となります。

2項国庫補助金では、住民税非課税世帯に1世帯当たり7万円を支給する事業に充てる

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や、保育園送迎バスの置き去り防止ブザー及び使用済み紙おむつ保管用ごみ箱の購入に充てる保育対策総合支援事業費国庫補助金などの追加により5,136万3,000円の増額となります。

16款県支出金1項県負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の本算定などにより196万5,000円の減額、2項県補助金は、使用済み紙おむつ保管用ごみ箱の購入に充てる保育対策総合支援事業費県補助金や、森林整備担い手対策事業補助金の増などにより56万4,000円の増額、3項県委託金は、松くい虫被害木の増加により松くい虫命令防除委託金が112万2,000円の増額となります。

17款財産収入2項財産売払収入は、関屋工場用地等の売払い収入で9,537万7,000円の増額となります。

18款寄附金は、ふるさと納税の寄附実績に合わせて2億3,000万円の増額となります。

19款繰入金は、歳出の増減に合わせて財政調整基金繰入金が2億55万4,000円の減額、道の駅の遊具設置等の見送りなどにより、緑の大地ふるさとしょうわ基金繰入金が1億6,000万円の減額、介護保険事業の令和4年度事業費の確定に伴い、介護保険特別会計繰入金が1,411万4,000円の増額などにより、合計3億7,631万1,000円の減額となります。

20款繰越金は、令和4年度決算に伴い1億4,000万円の増額となります。

21款諸収入は、令和4年度の新型コロナワクチン接種負担金の精算により22万7,000円の増額となります。

22款村債は、新庁舎関連工事の起債対象事業費の増により、公共施設等適正管理推進事業債が1,000万円の増額となります。

次に、歳出であります。2款総務費1項総務管理費は、1目一般管理費で、6月の人事異動による一般職人件費の減や、バス運転業務の増加による会計年度任用職員の人件費の増などにより28万6,000円の減額、2目文書広報費は、広報しょうわの記事の増加などにより印刷製本費が30万2,000円の増額、3目財政管理費は、ふるさと納税の積立てにより2億3,000万円の増額、5目財産管理費は、利根沼田農協から購入した倉庫の上下水道料金として3万4,000円の増額、6目企画費は、デマンドバス車両の購入中止や、すーぱーこいけ跡地の建物改修等の設計費などにより731万9,000円の減額となります。

2項徴税费は、確定申告データの税務署連動や森林環境税の開始に伴うシステム改修な

どにより401万2,000円の増額となります。

3項戸籍住民基本台帳費は、保険等級の決定に伴い、職員共済組合負担金が12万円の増額となります。

3款民生費1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費で、国民健康保険基盤安定操出金の減や、住民税非課税世帯に1世帯当たり7万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の追加等により4,378万5,000円の減額、3目障害福祉費は、障害福祉サービスの報酬改定に伴うシステム改修等により1,008万3,000円の増額となります。

2項児童福祉費は、2目児童措置費で、子ども・子育て支援交付金や、子育て世帯生活支援特別給付金の令和4年度事業費確定による返還金などにより369万5,000円の増額、3目保育園費は、職員人件費の減や、使用済み紙おむつの保管用ごみ箱の購入費や保育園送迎バスのブザー設置費の増により4万2,000円の減額となります。

4款衛生費1項保健衛生費は、インフルエンザや帯状疱疹ワクチンの接種者の増加や健康情報システムの改修などにより226万3,000円の増額となります。

2項環境衛生費は、住宅用太陽光発電システム設置補助金の申請者の増加や、リサイクルごみの回収量の増加、沼田市ほか二箇村清掃施設組合の手数料収入の減少による負担金の増などにより432万7,000円の増額となります。

6款農林水産業費1項農業費は、農業委員会サポートシステムへの地図データ登録料の追加などにより36万2,000円の増額となります。

2項林業費は、森林整備担い手対策事業の補助対象者の増加や森林病虫害防除事業の事業量の増加により170万円の増額となります。

7款商工費2項観光費は、道の駅遊具設置や旬菜館の増改築工事を見送ることや、昭和の森ゴルフ場の4つの池の補修費用などにより1億4,400万8,000円の減額となります。

8款土木費1項道路橋梁費は、スノーポールの購入費として33万円の増額となります。

10款教育費1項教育総務費は、ALTの時間外勤務手当の増などにより188万円の増額、2項小学校費は、東京都板橋区の荒井宏二さんからの寄附金で、各小学校に机拡張ツールを整備するため82万2,000円の増額、3項中学校費は、灯油代の不足が見込まれるため、18万6,000円の増額となります。

6項保健体育費は、電気料に不足が見込まれることや、給食材料費の高騰により158万

円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします一般会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第53号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第9 議案第54号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（片柳悦夫君） 日程第9、議案第54号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第54号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2,898万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億6,984万5,000円とするものであります。

まず、歳入であります。1款国民健康保険税は、収納見込みにより1,585万8,000円の減額となります。

3款国庫支出金1項国庫補助金は、マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化に伴う周知費用の補助金として5万1,000円の増額となります。

7款繰入金1項他会計繰入金は、交付内示等により760万4,000円の減額、2項基金繰入金は、繰越金の計上により2,089万1,000円の減額となります。

8 款繰越金は、令和 4 年度決算に伴う剰余金の繰越で6,975万6,000円の増額となります。

9 款諸収入は、国保連合会保険給付費等交付金普通交付金の令和 4 年度の精算金として352万9,000円の増額となります。

次に、歳出であります。1 款総務費 1 項総務管理費は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知用パンフレットの印刷費用や、産前産後保険料免除制度に伴うシステム改修費で44万2,000円の増額となります。

2 款保険給付費 1 項療養諸費は、今後、医療費の増加が見込まれるため1,065万2,000円の増額、2 項高額療養費についても、医療費の増加が見込まれるため400万円の増額となります。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県の納付額が確定したことにより、1 項医療給付費分が70万8,000円の増額、2 項後期高齢者支援金等分が590万7,000円の増額、3 項介護納付金分が128万6,000円の増額となります。

6 款保健事業費 1 項保健事業費は、人間ドックの受診者の増加により100万円の増額となります。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、令和 4 年度事業の精算により498万8,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします国民健康保険特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第54号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第 10 議案第 55 号 令和 5 年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
について

○議長（片柳悦夫君） 日程第10、議案第55号 令和 5 年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第55号 令和5年度昭和村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ562万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,524万2,000円とするものであります。

まず、歳入であります。5款繰入金2項基金繰入金は、繰越金の計上により384万1,000円の減額となります。

6款繰越金は、令和4年度決算に伴う剰余金の繰越で937万9,000円の増額となります。

7款諸収入3項雑入は、令和4年度分の福島原子力発電所事故賠償補償金の確定により、8万4,000円の増額となります。

次に、歳出であります。1款総務費1項総務管理費は、消費税の中間納付分として242万円の増額、メーター検針委託料として20万円の増額、宿地区の配水管布設替工事の工事延長の追加により300万円の増額などとなります。

以上が、今回お願いをいたします簡易水道事業特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第55号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第11 議案第56号 令和5年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第11、議案第56号 令和5年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第56号 令和5年度昭和村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ208万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6,722万8,000円とするものであります。

まず、歳入であります。2款使用料及び手数料1項使用料は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により基本料金を減免したため1,049万6,000円の減額となります。

6款繰入金2項基金繰入金は、基本料金の減免分の一部に充てるため、農業集落排水事業基金繰入金が624万5,000円の増額となります。

7款繰越金は、令和4年度決算に伴う剰余金の繰越で634万円の増額となります。

次に、歳出であります。1款総務費1項総務管理費は、新築住宅等の新規の管路工事が増加したため200万円の増額となります。

3款公債費は、農業集落排水事業債の償還元金で8万9,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします農業集落排水事業特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第56号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

午前10時45分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時32分休憩

午前10時44分再開

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第12 議案第57号 令和5年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第12、議案第57号 令和5年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第57号 令和5年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ8,957万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億3,939万8,000円とするものであります。

まず、歳入であります。11款繰越金は、令和4年度決算に伴い8,957万4,000円の増額となります。

次に、歳出であります。1款総務費3項介護認定審査費は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から希望者の認定期間延長を実施しておりましたが、延長の取扱いが終了したことにより認定審査事業等の増加が見込まれるため43万円の増額となります。

2款保険給付費3項その他諸費は、介護給付費審査支払手数料の増加が見込まれるため、5万円の増額となります。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金で3,705万9,000円の増額となります。

5款地域支援事業費1項介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・生活支援サービスの利用者の増加が見込まれるため773万円の増額となります。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、前年度の介護給付費等の国・県負担金及び地域支援事業交付金等の精算に伴う償還金で3,019万円の増額、3項繰出金は、前年度の村負担分の精算に伴う返還金で1,411万5,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします介護保険特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますよう、お願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第57号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第13 議案第58号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第13、議案第58号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第58号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ146万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億418万9,000円とするものであります。

まず、歳入であります。3款繰越金は、令和4年度決算に伴い133万6,000円の増額と

なります。

4款諸収入は、令和4年度の群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金共通経費の精算金として12万9,000円の増額となります。

次に、歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金の増額見込みにより133万5,000円の増額となります。

3款諸支出金は、令和4年度の共通経費の精算に伴い、一般会計操出金が13万円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします後期高齢者医療特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第58号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第14 議案第59号 昭和村教育委員会委員の任命同意について

○議長（片柳悦夫君） 日程第14、議案第59号 昭和村教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第59号 昭和村教育委員会委員の任命同意について提案理由の説明を申し上げます。

昭和村教育委員会委員の須藤俊哉さんが令和6年1月17日をもちまして、任期満了となりますので、同氏を再任するため、任命同意をお願いするものであります。

須藤さんは、人格も高潔で、文化及び教育に関し執権を有する方であり、長く横浜市少

年自然の家赤城林間学園にもお勤めになり、北毛清流会の第三者委員にも選ばれ、障害者の教育問題にも尽力されております。

また、地域での人望も厚く、教育委員としてその職務を十分に果たしてこられ、現在取り組んでいる統合小中学校の建設についても当初から積極的に参加をいただいております。

ぜひとも、ご承認くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号 昭和村教育委員会委員の任命同意についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

以上で村長提案を終わります。

◎日程第15 一般質問について

○議長（片柳悦夫君） 日程第15、一般質問を行います。

順次発言を許します。最初に4番議員 沢浦典子君。

〔4番 沢浦典子君発言〕

○4番（沢浦典子君） さきの通告どおり、一般質問をさせていただきます。

昭和村で人を呼べる代表の観光といえば、道の駅めぐり一む昭和と昭和の森ゴルフ場だ

と思います。

道の駅めぐり一む昭和は、駐車場も広くなり、大勢のお客様を迎えることができます。県内33施設の道の駅人気ランキングでめぐり一む昭和は7位と、皆様から愛されています。野菜王国昭和の新鮮野菜を求めて、毎日多くの人たちが来てくれています。

また、各道の駅はそれぞれに特徴を生かした魅力を発信していますが、昭和村に来てくれる人たちは、新鮮な野菜を求めに来てくれています。ほかの施設に負けない長所です。

でも、たくさんの品物を購入するためにカートを使用することが、旬菜館の店内が狭い、3台あるレジスターに長い列等々、購入を諦めたり、ため息をつきたくなるお客様もいると思います。

せっかくの人気がある施設なのに、飽きられないための手段を考えてみませんか。

そして、昭和の森ゴルフ場も昭和村の大事な観光です。村外からのお客様が多く、リピーターも増えていると聞いています。水のなかった池も改修をする計画もあり、とても楽しみですが、常に沸いていないお風呂、1つしかない中間のトイレ、駐車場の階段の整備と改善しなければならないことはたくさんあると思います。

今、来てくれているお客様がもっと満足してくれるように、そして、新規のお客様も増えるように、また、道の駅、ゴルフ場以外にも昭和村に来てくれる人のために、道路整備、荒れ地の問題、空き家対策など、見た目にもきれいな村を作って、村外のお客様を迎えたいと思いますが、どうでしょうか。

村長、お願いします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 沢浦典子議員さんの村の観光についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、道の駅めぐり一む昭和ですが、オープンから13年目を迎え、多くのお客様に来場していただいております。そして、令和5年度上半期における来場者数につきましては、前年度比6.3%増の37万9,000人となっております。

中でも、旬菜館につきましては、新鮮野菜などを求めて、連日にぎわいを見せておりますが、店内の通路が狭いため、カートを使用すると、会計を待つお客様の列と買い物をさ

れるお客様とで混雑してしまい、大変ご不便をおかけしていると聞いております。このため、旬菜館では通路を少しでも広く確保するため、工夫をするなどして対応しております。

村では、昨年度、旬菜館の増改築に係る設計を行い、今年度、工事を行う予定でありましたが、工事金額が高額となってしまうため、現在、補助金などを活用した整備を検討しておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、昭和の森ゴルフ場ですが、村唯一のゴルフ場であり、村民の健康増進とリフレッシュの場として親しまれております。

過去3年間の利用状況は、村民利用者が約16%、県内利用者が約60%、県外利用者が約24%となっており、およそ8割の方がリピーターで、ゴルフ場スタッフによる丁寧な接客対応や徹底したコース管理により、コロナ後は利用者が増加傾向にあると聞いております。

平成14年に村へ寄附を受けて、20年余りが経過し、クラブハウスを含め施設の老朽化に伴い、毎年多額の修繕費が発生しておりますが、今年度のオフシーズンには、利用者に気持ちよくプレーしていただけるよう、水のなかった池を含め4箇所全ての池を改修する予定であります。

ご質問のとおり、他にも改修等が必要な場所が多々あるわけですが、緊急性を考慮しながら、順次対応してまいりたいと考えております。

また、お風呂については、土日祝日のみ利用可能でしたが、寒さが増す11月からは毎日沸かしていると聞いております。

燃料や資材の高騰が続く中、ゴルフ場運営は非常に厳しい状況にありますが、ゴルフ場のスタッフとともに、新規利用者の獲得を含め、多くの方々に気持ちよく利用していただけるよう努めて、日本で最も美しい村連合加盟の村にふさわしい村づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 沢浦典子君。

〔4番 沢浦典子君発言〕

○4番（沢浦典子君） 旬菜館に関しては、多額のお金をかけなくても、今、例えばできること、スムーズにレジを通るために、納入者の納入する時間帯をずらしてみたりとか、あとは、お金がかかりますけれども、いろいろな全協とかでも出ているキャッシュレスみたいなことを導入して、今、よそのスーパーなどであるレジの人がもうお金を触らないで、

お金だけの機械を設けることによって人の流れをよくするとか、そういった計画とか考えとかは今はないのでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

レジの関係につきましてはいろいろ検討をしてもらっております。私からもできる限り、これまでもそれぞれ皆さんからいろいろな提案をいただいておりますので、そういったことが1つずつ何とかできる方向を見いだせればと思っております。

場所の広さの問題については、ちょっと広めには工夫したんですけれども、やはり搬入者と利用者ができるだけ合わないような工夫もお願いをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 沢浦典子君。

〔4番 沢浦典子君発言〕

○4番（沢浦典子君） あぐり一む昭和は、本当に皆様から、村外の人たちから本当に愛されて、安い野菜を買うのであれば昭和に行こうという、そんなような話をいっぱい聞いているので、本当にその人たちが、こんなに混んでいるんだったらちょっと待とうとかという気持ちにならないように、いろいろなことを考えていっていただきたいと思います。

それと、昭和村には道の駅とかゴルフ場以外にも、例えば1月からイチゴ狩りが始まり、サクランボとかブルーベリー、リンゴ狩りとかがありますけれども、そんなときに、そこを通る人たちの道路整備とか見た目にもきれいな観光、そういったことにも心がけてもらいたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えいたします。

村外から昭和村へ来てくれるお客さん、大分増えております。私も時々には、旬菜館、道の駅にも寄らせてもらって、行って、いろいろ様子を聞いたり、県外ナンバーの方々も結構いるので、話しかけたりさせてもらっております。

野菜が安くて新鮮でというお褒めの言葉はいっぱいいただくんですけれども、なかなか

ほかの観光する場所が少ないということがありますので、これから道路整備等も含めて、そういった皆さんが訪れやすい村にできる限りしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 沢浦典子君。

〔4番 沢浦典子君発言〕

○4番（沢浦典子君） 村の観光に関しては、お金をかけるだけではなく、先日、学校説明会のときに、若い人たちの本当に熱い意見をいっぱい聞きました。そして、そういった意見があるということは、村に対する気持ちがあふれているんだなと思ったんですけども、そういった若い人たちの意見も取り入れて、また違った我々にはない知恵を若い人たちからもらえればいいなと思っております。

昔のように、いろいろな団体とかが花を植えたりとか、そういうことがだんだんなくなってきたんですけども、この間の会議のときの若い人たちの意見を村づくりのためにも、また、そういう会合みたいなものもいろいろつくっていったらいいなと思っておりますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問でありますけれども、若い人たちからの意見を聞くという機会のことだと認識しましたけれども、できるだけそういった機会に私も出席をしたり、また、職員等もいろいろな組織、団体ありますので、そういったところに積極的に参加をして、いろいろな意見聴取ができればと思います。その上で、そういった皆さんの意見を拝聴した中での村づくりのもとにできればと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 沢浦典子君。

〔4番 沢浦典子君発言〕

○4番（沢浦典子君） 昭和村が好きで、いろいろな人たちが来てくれるのですが、未永くこの村を愛してくれるように、本当にみんなでいろいろ考えていきたいなと思っております。

では、次の質問に移ります。

多面的機能のことなのですが、多面的機能支払制度を活用して、地区で景観活動として花植えやごみ拾いを行い、共同活動では側溝の泥上げや道路補修、伐採作業などを行っています。

年に1回、機能診断を行い、問題のある場所を村に頼むか、多面で行うかを決めます。

問題なのは、砂利を敷いて転圧して、凸凹道を直しても、二、三年で元に戻ってしまう、これは多面の仕事ですけれども。そして、同じ所を何回も仕事をするようになります。例えば、グレーチングを外して、側溝の泥上げをしても、何年かでやはり元に戻ってしまいます。

目についた場所だけ手をつけても駄目だと思いませんか。何度も同じことをしないように考えてもらいたいです。

多面的機能の活動の範囲は限られているので、村に頼らなければならないのですが、村と協力して多面の活動をしていきたいと思うので、活動の範囲を緩めてもらうことは可能でしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 沢浦典子議員さんの多面的の仕事と村の仕事についてのご質問にお答えをいたします。

まず、道路の路面補修や側溝の泥上げなど、同じ所で何度も同じことをしないよう考えてもらいたいとのことでありますが、道路や水路は同じ場所が傷んだり、詰まったりすることが多くありますので、2年、3年に1回は対応しなければならない箇所でもあると思います。

しかし、これらの路面の補修や水路の泥上げなど、地域資源の保全や質的向上を図るための活動に対して支援するものが多面的機能支払交付金事業でありますので、今後も定期的な点検、見回りにより、適切な維持管理をお願いしたいと考えております。

なお、施設等の構造的な部分等が原因であれば、村としても対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、活動の範囲を緩めてもらうことは可能かとのことでありますが、多面的機能支払交付金事業で実施できる活動は限られておりますが、該当するか否か判断に迷うようなと

きには、建設課にご相談をいただき、建設課でも判断に迷うような場合には、県に相談してお答えをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 沢浦典子君。

〔4番 沢浦典子君発言〕

○4番（沢浦典子君） 多面の活動として、維持管理というのはもう当然のことなんです、多面でも交付金を頂いてその活動をしています。

でも、同じ場所で何年かにお金をそういうように投じていく。我々もグレーチングを上げての泥上げなどは、業者に頼まなければできないので、そういったことで何年かに1回やっている。

それをするのであれば大本の、例えば側溝をもっと広げてもらうとか、大きなところにちゃんとしたお金を使ったほうが、無駄ではないかなとそういうふうに思います。

村との協力でももちろんそういった仕事はするんですが、何年かにわたっても、県からでももうこの範囲しかできないよということはもちろん分かっているんですが、それを何となく融通を利かせてもらいたいと思って、今回、こんな質問をしたんですけれども、駄目だなと分かっている気持ちが半分と、もしかしたら何か手伝ってもらえないかというのがちょっと半分です。

とりあえず、細かいことからいつも共同活動とか維持管理とかはしているんですが、同じお金を使うのであれば、大規模なことを村でしていただきたいなと思います。

お答えをもらっても、決まったお答えしか多分出ないなとちょっと感じているので、言いたいことではないですが、これからはとにかく建設課の課長ともいろいろ相談しながらやっていきたいと思っております。

それと、村の人たちはもう多面的というのと、多面的の活動の内容がよく分からなくて、道路愛護の一つのアイテムだと思っているということが多いです。それで、例えば普通の生活の中で、側溝が詰まったとか、道路がちょっと穴が開いているよとかというのは、すぐやはり村のほうに申請してしまう。でも、近くに多面というのがあって、ある程度最小限できることはそちらに頼んだほうがいいんだよということをお知らせするために、多面の活動としても広報活動というのがあるんです。

それで、村のほうでも年に1回、広報のほうに多面の活動を1ページにわたって、こう

いうふうに書いてくれるんですけれども、そういったもっと近場のことは多面に頼ろうと
というような広報を、建設課もしくは村のほうからお知らせすることはできないでしょうか。

建設課長、お願いします。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

年に1度は広報紙のほうに掲載しておりますが、その掲載方法等について検討してまい
りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 沢浦典子君。

〔4番 沢浦典子君発言〕

○4番（沢浦典子君） 本当にずっと多面の活動をしていて、いろいろな地域のことがい
ろいろ目につくようになりました。それで、私たちのやっている人たちだけではなくて、
いろいろなところからの情報があるともっといいなと思います。これからは、村とも建設
課ともいろいろ相談しながら、多面の活動をいろいろ頑張っていきたいと思います。

すみません、言葉が整いませんが、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） 次に、2番議員 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） それでは、さきの通告どおり、次の2項目について質問をさせて
いただきます。

第1項目めの統合小中学校の建設について。

昭和村は、ご存知のように日本有数の河岸段丘があり、扇姿をした独特な地形をしてお
ります。そして、平坦な地形ではありません。上段は広大な農業振興地域であり、下段は
多くの住宅地です。

こうした中で起きている小学校3校と中学校を合わせ、4校を一緒にしようとする統合
小中学校の建設問題。

第3回目の建設委員会で、委員による無記名投票を行い、候補地を早々に決めたことに
異議が出ています。このまま推し進めるのではなく、一旦立ち止まり、広く村民の声を
聞くことは基本的なことです。

そこで、順を追って質問をさせていただきます。

(1) の質問として、統合小中学校建設場所の件で、これだけ村民に心配をかけている状況について、村長自らのお気持ちをお聞かせください。これは村長答弁をお願いします。

そして、(2) の質問といたしまして、4か所で実施をした学校説明会、11月29日から12月2日での様子や、議員出前懇談会の村民意見、統合小中建設委員会における建設予定地決定の見直しに対する要望書を受けて、村長、教育長はどのように受けているのか見解を伺います。

昭和村学校の在り方検討委員会で結論として出されたのが、昭和村の小学校3校を統合して1校とし、新しい場所に中学校と一体となった校舎を建設し、郷土愛を育む小中一貫校をつくるというものです。このことで昭和村の子供たちが、素晴らしい教育環境の中で健やかに成長し、未来の日本を背負って立つ人材が生まれることや、将来の昭和村や地域の後継者として活躍できるように、まさに昭和村の小中一貫校の理想を掲げました。

しかしながら、この理想を実現していくために、多くの村民はどこの場所に行ってしまうのか心配しているのではないのでしょうか。

建設場所については、当然、村民の声を十分聞いた上で、将来の昭和村の発展、少子高齢化の中ではありますが、さらに人口増につながる住宅建設も可能な地域、登下校に負担や危険性がないか、自然環境や教育環境面で問題はないのか、地域住民とともにある学校になれるのかなど、多方面にわたり精査をして、適地と判断された場所であることが望ましいと考えます。

それによって柔軟な考え方ができるのであれば、仮定の話として、建設場所は現在使用している管内小中学校の利用も考えられるかもしれません。また、統合して三十数年経過し、村が一つになれた昭和中学校の敷地利用も可能かもしれません。その場合は、当然、水害等の再調査が必要です。

多くの選択肢を視野に、この際、建設場所を改めて考えるところまで戻れるのか。いずれにしても、学校の在り方検討委員会で、統合に向け答申をされた理想の計画、夢を描いた小学校3校と中学校を一緒にし、新たな場所に造っていくまでには、協議すべき内容と多くの課題が山積し、解決するには時間が必要と思われます。将来の村の存亡に関わる大事な問題でもあります。急ぐ必要はないと思います。

進めるに当たって配慮すべき点は、村民の分断を生む統合であってはなりません。あくまでも慎重に、納得感が得られるように進めなければなりません。これからの方向づけと進め方がとても重要と考えます。

そこで、(3)の質問として、理想を求めていくことと現状との乖離をどう埋められるのか、村長、教育長のお考えをお聞きかせ願いたい。

新たな教育環境を整えるためには、時間をかけてよいと思います。

それは、2022年、令和4年3月発行の広報しょうわで、学校の将来を考えるをテーマに、子育て世代のアンケート結果が掲載されています。その中で、①学校を統合すべきだと思いますかの問いに対して、全体で一番多かったのは、40%が「どちらともいえない」と答え、20代では52%、30代では45%が「どちらともいえない」と回答しています。

また、②統合するならいつ頃がよいと思いますかの問いに対しても一番多かったのは、38%の方が「時期は分からない」と答え、30代では49%、20代では36%の方が「統合時期は分からない」と回答しています。

このことから、小学校3校と中学校を統合して村内に1つの学校のみとするのですから、多くの時間を要することは必然だと思います。

4の質問ですが、小学校3校に加えて、中学校も一緒に統合とのことなので、もう一度、特に子育て世代の方を対象にした同様なアンケートを取ってみてはいかがでしょうか。村長・教育長答弁をお願いします。

少子化に伴う児童生徒数の推移、校舎改修の課題などの丁寧な状況説明も必要でしょう。

そうした中であっても、児童数の減少で複式学級になっている大河原小学校ですが、複式のために何か問題が出ているのかどうかお聞かせください。もし出ているのであれば、早期に何らかの手だて、手法が必要になってくるのではないのでしょうか。これは教育長答弁をお願いします。

また、平成27年度、今から約8年前ですが、大河原小学校では約3億円をかけて大規模改修工事を行いました。しかし、そのときどのような見通しを立てて、大規模改修に踏み切ったのか伺いたい。これは村長答弁をお願いします。

次に、村長自ら諮問機関である建設委員会の委員長であることの方針並びに学識経験者の委嘱について質問をします。

教育委員会は村長の諮問機関です。諮問機関とは、行政官庁の諮問に応じて、または自発的に調査審議すべき問題について、何人かの学識経験者や行政その他の経験者で検討、協議し、望ましい内容を公平な立場から答申するための機関とあります。

簡単に言うと、建設委員会で協議をしていただき、協議した内容、結果を村長に答申をする機関であり、決定機関ではありません。あくまでも十分検討、協議を行い、答申していくものです。

村長は答申を受けて、議案を議会に提出し、議会で審議をし、賛否の判断をして最終決定をするといった流れになります。

また、現在進めている統合小中学校建設委員会のメンバーに、学識経験者の欄が空白となっております。ぜひとも公正公平な立場で物が言えて、利害関係が伴わずに、適切なアドバイスや判断ができる方を速やかに村長委嘱をしてほしいと考えます。

そこで、（５）の質問ですが、村長自ら諮問機関である建設委員会の委員長になっていることに対する考え方並びに建設委員会に学識経験者を委嘱していないが、新たに委嘱すべきと考えますが、村長の見解をお聞かせください。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 林栄一議員さんの統合小中学校についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、（１）の統合小中学校建設場所の件で、村民に心配をかけている状況についてですが、統合小中学校の建設に向けて、村内の様々な立場の方の協力をいただき、建設委員会を今年度６月に設立し、新しい学校建設に向けて動き出しました。

そして、学校開設までには様々な事柄を検討しなければならず、特に建設場所については、早期に決定をしなければその事柄も具体的には進まないため、福島建築設計が提案した比較対象地での投票としてしまいました。

これにより、村民皆さんの意見を聞いたり、建設委員会での十分な討論を持たずに決定してしまったことについては反省し、各学校での地域説明会の冒頭の挨拶の中で、皆さんにおわびを申し上げているところでございます。

今後は、建設委員会としましても、寄せられる地域の方々のご意見を聞き、十分議論を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、(2)の学校説明会での様子や要望書を受けて、どのように受け止めているかについてですが、学校説明会については、仕事終わりの忙しい中、各会場とも多くの地域の方々や保護者の方々に参加をいただき、貴重なご意見をいただきました。

また、議員出前懇談会の村民意見や統合小中建設委員会における建設予定地の見直しに対する要望書を頂き、改めまして統合小中学校への皆様の熱い思いを感じております。

今後は、皆様の思いをできるだけ形にできるよう、建設委員会で十分に話し合いを尽くし、具体化していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、(3)の理想を求めていくことと、現状との乖離をどう埋められるのかについてですが、日本の少子高齢化はもとより、昭和村においても年々出生率が下がり、児童生徒数が減少する中で、昭和村の将来を担う子供たちのよりよい教育環境の整備を図ることはとても大事なことだと思っております。

そのためにも、住民や保護者の皆さんの意見や要望が建設委員会に反映され、十分議論を尽くすことにより、理想と現状との乖離を埋めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、(4)もう一度、子育て世代の方を対象としたアンケートを取ってみてはどうかについてですが、統合小中学校については、現在、建設委員会を設立し、委員の皆様にご協議をいただきながら進んでおりますので、アンケートのご提案についても委員会で協議したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、大河原小学校の大規模改修工事については、建築から35年が経過し、校舎の老朽化の問題と、当時大河原小学校への入学者が増えた時期が重なり、学校の長寿命化のため改修工事を行っております。

次に、(5)の村長自ら諮問機関である建設委員会の委員になっていることに対する考え方についてですが、統合小中学校にしていこうとする考え方については、昭和村の教育に関することですので、教育長を中心に住民の代表者により議論され、どのようにしていくべきかについて報告をいただきました。

統合小中学校の建設については、村の教育の中心となる重要な施策であることから、私

も直接、皆さんの意見を聞きながら進めていくことが大事だと感じたため、様々な方々に入っていただく委員会を組織し、村の責任者である私も委員会に入り、皆さんと話し合い、みんなで考え、決めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、学識経験者の委嘱についてですが、当初においては建物関係ではない検討事項が多いことから、現段階では委嘱しておりませんが、時期を見て、校舎や体育館などの建物の構造等に詳しい方に入っていただこうと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 林栄一議員さんの統合小中学校についてのご質問について、お答えをいたします。

初めに、（２）学校説明会の様子や議員出前懇談会の村民意見、建設予定地決定見直しに対する要望書を受けてどのように受け止めているのかのご質問についてですが、学校説明会での要望、ご意見、また、要望書では、様々なご意見をいただいております。それぞれのご意見は、視点が違う様々な切り口でのご意見と感じております。

また、これらの視点の異なる意見を今後、交わし合うことで、今までの考えについて改めて考え直したり、評価感も変容してきたりといった場面も出てくるかと思っています。多面的・多角的に視点や考えを交わし合うことで、意見が次第に醸成されていく方向になっていけたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。

続いて、（３）理想を求めていくことと、現状との乖離をどう埋められるのかについての質問にお答えをいたします。

理想を求めることと現状との乖離についても、建設委員会ではもちろんのことですが、地域の方々のご意見をお伺いしながら、まずは物理的な課題を解決しながら、異なる視点や考え方を交わし合い、様々な条件や課題について、お言葉にもありましたが、納得し合える内容になるまで熟成を重ねながら、その差を埋めるべく近づけていけたらいいと考えております。

また、統合小中学校は、昭和村の多くの方にご協力をいただき、昭和村の子供たちの将

来について、複数年かけて検討してきたことをございます。委員の方や村民の皆様の意見や考え方の相違はあっても、昭和村の子供たちのことを第一に考えている点は一致していると考えております。今後も、子供たちのために最善を尽くしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、（４）子育て世代にアンケートをについてお答えをいたします。

アンケート調査につきましては、多くの方の考え方を知る上で大変有効な手段であると思っています。しかし、時にアンケートの結果が全てであるかのように受け止められることも併せ持っていると感じております。

そこを踏まえまして、アンケートの実施については建設委員会の中において、何を聞くべきかの設問あるいはその内容、対象者の範囲、集計結果の分析の仕方、活用や公表の仕方など、よくよく話し合いながら進めていくべきと考えています。

また、大河原小学校の複式学級の課題についてですが、複式学級による課題ということだけでなく、複式学級になってしまう児童数の少なさからくる課題が大変大きいと考えています。男女人数の極端な偏りが出てしまうこと、あるいは、クラス替えが行われずに固定された人間関係が続いてしまうこと、大人数の中で、多様性を理解し合い、より広く深く学ぶ機会が少なくなる傾向が強い課題、より高いレベルの学びを求め合う機会が少ない傾向にある課題などがあります。これらのことは子供たちの将来を考えた場合に、特に重要な課題であると思っています。

２学年が１学級になる複式学級は、通常１人の教師が同時に２学年分の授業を行うことになります。大変難しい授業形態で、かえってその良さもございますが、一般的には授業効率が落ちる傾向にあります。

そのため、県教育委員会では、複式解消特配や複式解消非常勤講師の配置により、その負担を軽減しており、大河原小学校も令和５年度は活用し、複式学級となるリスクを解消すべく努力をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔２番 林 栄一君発言〕

○２番（林 栄一君） それぞれ答弁ありがとうございました。

再質問となりますけれども、（１）の質問といたしまして、統合小中学校建設場所の件

で、村民に心配をかけている状況につきまして、村長自らの気持ちを話していただきましてありがとうございました。

十分討議も持たずに決定したことに反省をしているというふうなことも言っていただきましたが、建設委員会の委員長である村長のこれからの進め方に、村民の注目が集まると思います。よく村民の意向を分析して、そして、良い方向に導いてくれたと言われるように決断をして、今後のかじ取りをしっかりとお願いしたいと思います。

それから、(2)の質問で、それぞれの学校説明会、議員出前懇談会の意見、また、建設予定地決定の見直しに対する要望を受けて、それぞれ村長、教育長から答弁をいただきました。

私も、4会場で開催された説明会には行きまして、村民皆さん方から貴重なご意見を伺いました。様々な意見、ご指摘、また、建設的な意見もたくさん出ていました。多くの村民の方、特に若い子育て世代の方は本当に心配をしておりました。いろいろな意見が出ましたけれども、村長は、建設委員会に諮り、場所については再度検討していきたいと、そうした答弁に終始をしていたというふうに受け止めました。

これからは、各会場で出された貴重な意見、意見集約を正確にできるのか、今後に生かせるのか、また、最終的にどう折り合いをつけていくのか、この辺がすごく大事なことになると思います。

議員出前懇談会の村民意見につきましては、統合問題がメインとなりましたけれども、議会事務局で取りまとめをいたしまして、村当局に村民意見として意見書提出ができたこと。そして、現状のありのままの姿を知っていただくこともできたということで、評価したいなと思います。

そして、南小と子育て保育園の保護者有志で提出されました建設予定地決定の見直しに対する要望書。これは建設候補地が総合運動公園隣接地で決定されたということを回覧板などで知り、驚き、多くの保護者たちが心配の声を上げて、切実な訴えを要望書という形で村長、議長、教育長に提出をいたしまして、建設予定地を見直してほしいという具体的な多くの理由、心配事をまとめまして、声を上げたというふうに理解をしております。

こうした状況の中ですので、今後、どのように進めていくべきか、再度、村長に答弁をお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まずもって、議員さん、それから建設委員になっている議員さんにも、連日、説明会に出席をしていただきまして、誠にありがとうございました。

その上で、皆さんもそういった場所での意見を十分聞いてくれたんかなというふうに認識しておりますけれども、私もその説明会の中でも、再三問われて申し上げましたけれども、いずれにしましても、建設委員会の皆さんの意見もやはり尊重しなければいけないということもございます。当然、建設委員さんそれぞれ立場、また、ご意見、考え方もあると私も認識しております。

先ほども申し上げましたとおり、そういった委員さんのそれぞれの意見も十分に意見討論、意見集約ができないままにしたことは、先ほどおわびしたとおりですけれども、今後、そういった建設委員会の進め方につきましては、皆さんの意見を十分聞かせていただきながら、また、4日間行った説明会での意見を集約といいますか、内容がまとまっておりませんから、まとまることはないと思うんですけれども、いろいろな課題、問題をそれぞれ皆さんに、ぜひそのまま出して議論というか、話し合いの基にさせていただきたいと思っておりますので、そのときにはいろいろなご意見がいただければと思っております。

その上で、そういった意見の集約ができるのか、それからまた折り合いの問題、これも当然、少しずつ溝といいますか、そういったデメリット、メリットの部分できるだけ工夫をして、デメリットが少なくなるようなメリット、建設予定地につきましても、それぞれのいいところ、あまりよろしくないところがあるということがあると思います。そういったものの解決については、今後、方法によっては、場所によってはこういう方法を取ればよくなる、こういう方法を取らないとやはりそこには無理だろうと、いろいろな意見が私もあるように、今回の説明会の中でもそれぞれの皆さんの意見を聞いて、感じたところでございます。

ですから、いずれにしましても、重要決定案件につきましては、そう急がず、しっかりと議論をして、意見集約をした上で進めていくよう努めていきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） ありがとうございます。

意見集約をして、建設委員会に諮って、方向づけをちゃんとしていきたいというふうなことですけれども、村長としての意思というものを大事にして、これから進むべき方向をしっかりと見定めて、慎重にまた謙虚に、よりよい結論を導き出してほしいと思います。

私は、あと、いろいろ時間のほうがあまりないんで、理想と現実のギャップ、乖離ですか、どう埋められるのかというふうなことと、また、アンケートの関係もあったんですけども、特にアンケートの関係については、小学校3校に加えて、今度は中学校も一緒にして統合しようということなので、前は小学校3校の段階でのアンケートだったと思うんですね。今回は中学校を一緒にしてやっていこうということなものですから、前回とはまた状況が違っていると思います。

今は、本当に皆が真剣に統合問題に向き合っていると思います。そういったことですから、もう一度、特に子育て世代の方を対象にして、同様なアンケートを取ってみてはどうかということで提案したわけなんですけれども、そのアンケートにつきましても、建設委員会で協議して内容等もいろいろ検討して、対応していくような話になっておりますが、そういったことでよろしいでしょうか。村長、お願いします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 先ほど教育長のほうからも、アンケートについての答弁がありましたけれども、説明会の中でもそういったご意見ありました。どういったことを基にしてアンケート調査をしたらよいかということは、また、建設委員会で諮らなければなりませんけれども、何とか工夫をして取れる方法を皆さんに提案したいと思いますので、そのときにはまたご意見をいただければと思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） アンケートの関係につきましては、了解いたしました。

児童数の減少で、複式学級になっている大河原小学校ということで、複式のために何か問題が出ているのかというふうなことで、教育長から答弁をしていただいたわけで、その解消とするといろいろとあって、今は、県教育委員会では、複式解消特配、それから、複式解消非常勤講師の配置によって、負担を軽減しているというふうなことで、大河原小においても、令和5年度、これは活用して複式学級となっているそのリスクを解消することで、今、対応はできているのか、その辺ちょっともう一度、教育長さんお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 大河原小におきます複式学級、その解消の手だてということでお答えをしたいと思います。

本年度5年度は、1年生から6年生にある学級が、隣の学級同士で16人以下になってしまいますと複式学級というような教員の配置のルールがございまして、1つ出ております。その学校において、複式学級対象になるのがその2学年分だけだと、特配というのはつかないんですね。

その代わり、非常勤講師というふうな形で教員を配置しまして、国語であるとか算数であるとか、比較的時数の多いところを2つに分けて授業が行えるようにしながら、実際の道徳であるとか体育であるとか学級活動であるとか、異学年同士であっても十分教育効果が上げられると見込むところについては2学級でやっていくというような、併せた形で進めています。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） そういった形で今のところ対応のほうはやれているというふうなことでよろしいわけですね。

○教育長（小野和好君） 十分やれているかといわれると、それはやはり当然不足は出てしまいます。例えば、4年生と3年生それぞれの担任がいて、それぞれの学級で動けば、対応も十分でしょうし、それに対して、2つになったもののうちのある教科だけの指導は、

2人の先生がやるけれども、それ以外のところは1人の先生でやるという形になるので、対応はできているんですが、では、十分かといえば、やはり難しいところも残っているとは思っています。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） 分かりました。

それから、平成27年度ですか、今から約8年前、大河原小学校では約3億円をかけて大規模改修工事を行いました。そのとき、どのような見通しを立てて、大規模改修に踏み切ったのかというのを、村長答弁いただいておりますけれども、やはり、改修工事をしていただいてよかったと思いますか。まだ新しい学校で、このまま何か急ぎ過ぎるともったいないというふうな部分もあるかなと思うんですけれども、改修工事をやってよかったかどうか、その辺のところを一言、村長にお願いします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 今の質問にお答えします。

8年前ということでございます。今のことも全く視野になかったわけではございません。ただし、やはりこの間、子供たち大変改修してきれいになってということで、私も大河原小学校には事業で毎年1年1回行っているんですけれども、大変喜んでくれたので、私たちは大変よかったと思っております。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） では、次に移ります。

私、当初、建設委員会については、村長の諮問機関であるというふうに捉えておりました。（5）の質問で答弁をいただきましたけれども、途中から建設委員会は村の諮問機関ではなくて、附属機関であるというふうに言い換えて、4校の説明会では話をしておりましたが、確認なんですけれども、建設委員会は村の附属機関でよいですね。その辺の答えをまず確認をいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 検討委員会では諮問機関としてお願いをして、答申を受けたということでございます。建設委員会については、小さい村ですからやはり村長も入って、諮問するだけでなく、いろいろな意見集約を、意見を聞く機会にしたらどうだということで、先ほど答弁させてもらったとおり、建設委員会に入らせていただきました。

その建設委員会の中で、委員さんの互選で、私に委員長をしろということで進めたわけでございますけれども、設置要綱はこしらえてあるんですが、いろいろ確認をさせましたところ、説明会ではそういった附属機関というお話をさせていただきましたけれども、附属機関としては条例が必要だということになってございます。

でありますので、そういったことについては、内容をよく確認いたしまして、必要に応じてそういったことの必要性を、今後皆さんにお諮りしたいと考えております。

まず、先走ってそういった説明をしたことはご容赦願いたいと思うんですが、よろしくお願いいいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） 附属機関というふうなことになりますと、地方自治法の138条の4です。その中に、委員会、附属機関の設置という項目がございます、附属機関となりますと、参照条文の中にも、附属機関たる性格を有するものは、名称のいかんを問わず、臨時的、速急を要する機関であっても、条例によらなければ設置できないとなっているんですね。ですから、附属機関であれば、当然、条例化をしていかなければならない。

ただ、附属機関であれば、当該附属機関の長は、委員にもなれるし、執行機関の長にもなれる。ですけれども、附属機関となりますと、条例化をしなければいけないと。

そういうことだものですから、その辺のところはちゃんと条例化をしていかなければいけないということだものですから、ちょっとその辺の確認をしたかったわけです。

建設委員会については、要綱で定めていると思うんですけれども、これは条例ではないですよ。

村民からも指摘がありましたように、組織的な問題もあるかと思うんです。再度検討し

て、対応をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

その辺の確認ですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまのご指摘に対しまして、内容をよく確認をして、そういった今が条例に制定されない中で、ですから附属機関というような説明をさせていただきましたが、それは取消しさせていただいて、改めて附属機関とする必要性を確認した上で、またお諮りをしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） よろしく申し上げます。

そして、学識経験者の関係なんですけれども、村長の答弁では、建築物の構造ですか、あるいは、そういった部分における学識経験を考えていきたいというふうなことだったんですけれども、今現在のやはりいろいろな問題を抱えている中で、学識経験者を入れて対応をしていくような形を取ったほうがいいのではないかということで、学識経験を加えていただきたいということで私は申し上げたところなんですけれども、その辺のところは変わらないですかね。その辺の確認をさせてください。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

私がこの学識経験者の欄を設けさせてもらったのは、実際建設が始められるような状況になる段階というか、設計とかそういうものをする段階において、やはり専門的な意見が聞きたいということで考えた学識経験者でありました。

ですので、聞いているところは少し違うんかなど。学校の統合とかいろいろなもの、もろもろのところをつくる学識経験者という意味合いでよろしいのでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） やはり全体的な部分での組織としての中での学識経験をぜひお

願いたいと思うんですね。一部の建物に関わる部分だけというのではなくて、建設委員会の中で全体的に村のことを、そうした中で、小中統合していくという中でいろいろな公平な立場、そういったいろいろな意見を言える方、公平な立場で判断をして進められる方というんですか、そういった外部的な部分での学識経験者も必要ではないかということでお願いたいということでございます。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そういうことであり、また、そういった経験者を入れられるよう、担当にはよく指示を出しますけれども、また、皆さんのほうからもまたこういった紹介できる、推薦できるような方がいたら、ご紹介いただければ、私としても入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） よろしくお願いたします。

組織の立て直しも必要でしょう。そして、あまり急ぎ過ぎずに、時には回り道をしてもいいと思います。慎重に手順を踏み、検討を重ねまして、子供たちの学校づくり、子供たちがワクワクして通えるような学校づくりを進めていただくことを要望いたします。

時間があまりなくなってしまったんですけれども、次の質問に移ります。

2番目、大河原小管内の不公平感をなくすためにということで、大河原小学校では、熊よけの鈴をつけて、黙々と集団下校をしている児童の姿があります。中でも赤谷と追分地区の児童たちは、一、二か所ほどの沢を通過して、毎日歩いて行かねばなりません。特に熊やイノシシなどの出没や不審者なども考えられて、とても危険だと思います。

遠距離地区の子供たちの安全確保のためには、早急な通学手段の対応も講じてやるべきではないでしょうか。大河原小管内の児童生徒たちにも、ワゴン車等で送迎をするなどの支援の手を差し伸べるべきではないかと考えます。

昭和中の生徒たちが利用する機会があるデマンドバス。昭和村の新しい乗合バスとして期待をもって導入されていますが、使い勝手が悪いと一部の人から苦情の声が上がって

ます。デマンドバスはA I活用のためか、融通がきかずに、柔軟な対応ができていません。方向が違くと1人だけ乗せて出てしまい、他に友達が利用したくても二人乗せて行くことはしなかったとのこと。時には1時間以上も待つこともあるようです。

また、路線バスでは、1時間乗っていないと目的地の学校や家まで到着できないという状況も見られます。

このほか、30年以上たっても対応不備のまま、昭和中学校付近の通学路が一部出来上がっていない状態で現在に至っています。政策に対しての一貫性が見られないこと、こうしたことから始まって、統合小中学校の建設問題に対しても、不安感が拭えないのではないのでしょうか。それがために、不公平な政策が住民に憤りを感じさせているのではないのでしょうか。

(1)の質問ですが、村内のどこに居住していようとも、子供を安心して送り出せる環境整備が必要ではないのでしょうか。村長・教育長答弁をお願いします。

赤城原地域の子供たちは、分校廃止に伴い、南小学校に統合された際に、スクールバス送迎がされて、今日に至っています。こうしたことを考えると、大河原小管内の児童生徒たちにも、スクールバスなりワゴン車等で送迎をするなど、支援の手を差し伸べるべきではないかと考えますが、見解を伺います。村長・教育長答弁をよろしくをお願いします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 林栄一議員さんの大河原小学校管内での不公平感をなくすためについてのご質問にお答えいたします。

小学校の登下校の現状については、文部科学省が推奨する4キロを基準に、徒歩通学とバス通学に分けております。

徒歩通学については、集団登校により通学することで、安全確保を図っており、大河原小学校については、下校についても集団下校を実施していると伺っております。

こうした中、子供たちが安全に通学できるような環境整備は大変重要であり、第一に取り組むべき課題であると考えます。

また、大河原小学校以外でも、通学については、住んでいる場所により大なり小なり課題はあると認識しておりますので、ご指摘のあった点やご提案を踏まえ、今後も課題解消

に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 林栄一議員さんの大河原小学校管内の不公平感をなくすためにのご質問について、お答えをいたします。

通学路については、毎年学校、PTAの方から通学路安全推進会議に向けて、通学路の危険箇所を挙げていただき、その推進会議において、改善策などを現場で確認する通学路安全点検を実施しています。

また、そのほかに青少年育成推進委員さんにご協力をいただき、学期ごとに下校時のパトロールを実施しまして、子供たちの通学路の安全指導も行っています。

大河原小学校に限ったことではありませんが、徒歩通学に時間のかかる児童や歩道のない道路を歩かなければならない児童など、ご心配をいただく面はあると思いますので、ご指摘のあったスクールバスやワゴン車なども含めながら、環境整備を考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君に申し上げます。

発言時間を超えていますので、簡潔にお願いします。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） 答弁ありがとうございました。

今後も村内一円、中でも大河原小管内の不公平感をなくすように、村教育行政を推し進めていただきたいことを要望し、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

午後1時20分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後0時06分休憩

午後 1時19分再開

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（片柳悦夫君） 9番議員 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 通告した3項目にわたり、項目ごとに質問をさせていただきます。

最初に、統合小中学校建設予定地について伺います。

昭和村始まって以来の大事業であり、少子化対策、人口減少問題とも大きく関わるとともに、村の将来にも大きく影響する大問題です。

かつて、糸之瀬村と久呂保村の合併により、役場庁舎の建設場所をめぐる、むしろ旗が立ち、血の雨が降る争いが起きたと聞いています。昭和中学校の建設場所についても、東と南の綱引きで、決着まで8年越しとなりました。

今回、もめないようにと、まともな議論もなしで、福島建築設計事務所に候補地案の選定を委託したこと自体、到底納得できません。

ましてや、福島設計7候補地案について、村民や保護者への説明や議論も全くしないで、村民に秘密裏のうちに、建設委員会として候補地の決定を強行したことに対して、村民や保護者の怒りが爆発。建設委員長である村長はもとより、議会、建設委員会を含め、村政への信頼が失墜してしまいました。

そこで、議員出前懇談会や4会場での住民説明会を踏まえて、具体的に伺います。

①村長自身は、どこの候補地に1票を投じたのか伺いたい。

②議会に決定候補地の承諾を求めています、説明会等で村民の保護者の意見を聞いたことと思いますが、白紙撤回して再検討する考えはないのか。

③仮に、議会が建設委員会とは別の場所に決定すれば、建設委員会が崩壊し、今後の学校建設事業に大きな混乱をもたらすことは確実です。見解を伺いたい。

④総合運動公園をぎり押しすれば、村長選挙の争点となることは必至です。

見解を伺いまして、最初の質問といたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 林幸司議員さんの統合小中学校建設予定地についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、①村長自身は、どこの候補地に1票を投じたのかについてですが、候補地の投票については、10月4日の第3回建設委員会において、無記名による投票で票を入れさせていただきました。

現在、候補地の関係で住民の皆様から様々なご意見をいただいている中で、私の投票先を公表しますと、さらに混乱を招くおそれがあることや、そのほかの投票をいただいた委員の方々への影響、今後の候補地を決める過程において影響が出るおそれがあることを考え、公表は差し控えさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、②決定候補地を白紙撤回して、再検討する考えはないのかについてですが、10月4日に建設委員会で建設予定候補地が決定され、その後、全員協議会で結果を伝えた際に、村民の意見や要望をよく聞いて取り入れてほしいとのご意見をいただいたことから、学校での地域説明会を開催することとなりました。

その説明会に参加をいただいた方からも、白紙撤回についてのご質問をいただきましたが、私としては、一度決定はしておりますが、村民の皆様の意見を聞き、再考する方向で回答をしております。

建設候補地については、地域説明会における保護者の皆様の意見や要望を反映した中で、建設委員会でじっくりと話し合っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、③仮に議会が別の場所に決定し、建設委員会が崩壊して混乱を招いた場合の見解についてですが、建設候補地につきましては、今後は建設委員会で十分な時間を使って議論を重ねながら、決定をしていきたいと考えております。

そして、議会に対しましては、決定事項はもちろんですが、決定過程についても十分に説明を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、④の運動公園をぎり押しすれば、村長選の争点となることへの見解を伺いたいについてですが、建設候補地については、地区説明会を実施し、建設委員会の方にも村民皆さんの意見や要望を聞き取っていただきました。

今後は、委員でよく話し合いながら、建設委員会として決定をしていきたいと考えてお

り、運動公園のぐり押しや私の意見を強引に推し進めるつもりはありませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） そもそも無記名投票というやり方はおかしいと思います。各候補地ともメリットやデメリットがあります。建設委員全員が、わたしはこれこれこういう理由でどこの候補地がよいと思うと、全員が自分自らの考えを十分述べ尽くすくらい議論を行ってれば、もう建設委員全員が、どこが一番いいと思っているか分かってしまうわけですから、そもそも無記名で決める必要はありません。

福島建築設計の案を配って1か月、建設委員が各自勝手に現地を見るなどして考えて、建設委員会では議論しないから、個々の責任で検討して、第3回の建設委員会では候補地について、議論、発言は1人だけだったと聞いていますが、議論はしたという状況では全くない中で、村長建設委員長、なぜ議論もしないで、候補地の決定を急いだのか。

そのとき意見が1人しか出なかったというはずは、十分時間を取ってやればよかったのに、1人しか意見が出ないような状態なのに、もうみんな1か月も十分検討してきただろうというたかをくくったのかしれませんが、なぜそこで議論がされない中で、候補地の決定を急いだのか、村長の考えを聞いておきたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをいたします。

説明会の中でも説明をさせていただきましたし、議会の全員協議会の中でも説明をさせていただきました。意見集約は不十分だったということにつきましては、私としても反省もしておりますし、おわびを申し上げたところでございます。

たかをくくってやったつもりではありませんけれども、そういう中で、方向が出せればなどということ、建設委員さんにはお諮りをし、意見を聞きましたが、なかなかその場で多くの意見が出なかったということもありました。

できれば場所の決定をした中で、先へ進めたいという私の、先ほど言ったように、意見集約が不十分だったところの中で、そういう結果になりましたので、今後はそういうこと

のないように努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 福島建築設計の7候補地の案、その中では鎌沢田んぼが最高点、最適地とされていますが、幾らプロであっても昭和村の歴史や地形や、村民の感情まで知り尽くしているはずはありません。

当然、建設委員会の事務局、教育委員会の事務局はもとより、村長、教育長、そして、福島さんと一緒に、綿密に相談しながらまとめたのがこれでしょう。これは、福島が勝手に作ったのではなくて、事務局といろいろな場所を相談して、ここはいい、悪い、ここは除こうで7か所に絞った。

ですから、鎌沢田んぼが最適地であるという提案は、村長の提案でしょう。事務局長の提案でしょう、これは。

だから、事務局長は、議会の総務委員会だか全協のときも言いましたけれども、ここが一番いいんですよという、ここに決めてくださいという形でお願いしたようなニュアンスの説明も事務局長から伺いましたけれども、村長さんが納得しないで、こういうのをまとめて、建設委員会に提案するはずありませんよね。村長は、自分の意に沿わないものを出すはずはないでしょう。

ですから、鎌沢田んぼが一番いいよ、ぜひここに決めてくださいと、この案は村長の特権であり、教育長の特権なんですから、行政の常識です。これは村長の提案。村長は鎌沢田んぼに決めてもらいたいと思って提案したんでしょう。答弁してください。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまのご質問でございますけれども、福島設計事務所にお問い合わせをしたという点につきましては、これまでの村といたしますか、学校建築に関わる業者として、そこにお問い合わせしたらどうかという事務局案がありましたので、私は、ではそれを承諾しました。

ただし、私は福島設計事務所さんとはその話は一切しておりません。

ですから、私からそれを提案したとかではなくて、そういった提案されたものを建設委

員会で諮るという中で、私はそこには一切関わっていないので、それはそういうことで説明させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） そういう話は、今、初めて聞きました。

そういうことであれば、事務局と福島設計でまとめ上げた案ということでよろしいわけですね。

事務局長より、議会のときもそうですし、プロの案だと。プロの案だから、鎌沢田んぼが最適地なんだと。大久保事務局長もプロ、プロと強調していましたよね。建設委員会に提案したつもりだったと、プロの案として一番いい所はここだよと。

そういう流れの中で、その議論もしないで、1か月置いて、第3回の建設委員会で決めちゃおうという流れの中には、村長、教育長、事務局長も、まあ皆さん、鎌沢田んぼに決定してくれるだろうという思惑があったんではないですかね。私はそういうふうに取り取ってしまうんですね。

もうみんな鎌沢田んぼに決めてくれるから、そんなに議論しなくても、さっさと決めちゃおうと。そういうことであまりにも急ぎ足になってしまったんではないんですかと、事実上の経過としては。と、私は流れからして感じてしまっているんですよ。

だから、投票用紙も準備してあって、第3回で決定することは、これは全協のときにも説明があったそうですけれども、たまたま4人コロナで欠席したんで、私、聞いていなかったんですよ、第3回で決定するという報告があったということは。ちょうど9月の議会の全協のときには、ちょうどコロナで4人の議員さんが欠席している中で、説明があったらしいんですけれども、3回目のときはもう場所決めたいよという話があったらしいんですけれども、私、ちょっと聞いていないので、はっきりはしませんが。

そうやって3回目で決めちゃうぞという流れをつくっているのは、鎌沢田んぼに決めてもらえるだろう、決まるだろうというふうに思ったから、そういうたかをくくっていたから決定を急いだというふうに私は見えてしまうんですけれども、村長、どうですか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをいたします。

私はそうは考えておりませんでした。

いずれにしても、その計画、候補地案を建設委員さんにお配りをして、1月余り見てもらいたいと、検討してもらいたいという中で、委員さんに意見を伺い、方法についても委員さんに意見を伺いながら進めてきました。

ただ、その意見集約が不十分だったということは、先ほども言ったとおりでありますけれども、候補地について投票しようといったときには、特別な意見は、実は出なかったんですけれども、出なかったのは、意見集約が不十分だったから出なかったということで私は認識をしておりますので、今後はそういうことのないようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 鎌沢田んぼに決まるだろうと、この案が一番点数がいいんだからと、だからもう早く決めちゃおうと、そういう流れで決定を急いだところに、それを進めたのは村長さんですからね。事務局がいろいろ裏でどうやったかというのは分かりませんが、そこにやはり誤算があったと。前、村長は、十分な審議をしないで採決してしまったということは反省をしているということは言っていますけれども。

福島という形を取るのも、私もちょっと異例だし、異議ありという感じに思っていましたし、まさか無記名投票でやると、これもまた異議ありという感じで思っていましたから、お伺いしたわけなんですけれども、違った角度でまた聞かせていただきます。

役場庁舎の建設のときも、ここ現在地での建て替えがいいという、議会では現在地がいいと言った議員が私含めて4人だったんですよ。何か、昭和の湯の向こうのほうに造ったほうがいい、あるいは、総合グラウンドのところに造ったほうがいい、別の場所に役場庁舎造ったほうがいいという議員さんが8人でした。4対8でした。

議会で意見が分かれてきたら、村長は、最初の頃は現在地で建て替えがいいようなことを言っていたんですが、私が一般質問で聞いたと、議会で意見が分かれたので。村長、現在地で建て替えるべきじゃないかと質問したときに、一切答えなかったんですよ、今日ではないけれども。覚えているかどうか分かりませんが。結局議会で意見が分かれたら、自

分の意見を言わない、リーダーシップは取らない。

でも、建設委員会つくってそこで決めてもらいますと。建設委員会で決めたことに従いますみたいな、人ごとみたいな感じで。結果的には、建設委員会で議会も改選になって、それでまた現在地がいいという流れになって、ここに結果的には造られましたけれども、当時は流れとしては、もう別の場所。昭和の湯の向こうのほうに造ろうという流れがあった。そのとき、本当に村長リーダーシップ取って、私はこの場所がいいと思う。現在地がいいと思うと言わなかったですよ。

今回もあれですか、これからまた次の20日に予定をされている統合小中学校建設委員会をまた続けて、議論が始まります。自分の意見を言わないんですか。自分はここがいいと、こういう理由でここがいい。鎌沢田んぼが最適だと提案されたんだから、ここがいいとか、私はここに1票投じましたとか、言わないんですか。自分の意見言わないで、建設委員さん決めてくださいとやるんですか。

自分の意見、堂々と言ったほうがいいんじゃないですか。私はこういう考えで、ここがいいと思います、村長としてもここがいいと思いますと、リーダーシップ取って進めてくださいよ。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えいたします。

この庁舎の建設委員会のときに、議会からそういう話が出てまいりました。おおむねここでという話に進んでいたはずだとは思ったんですが、その後、議会の皆さんから公式な会議の場所ではなかったかもしれませんが、いろいろな意見をいただいた中で、議員さんの半分以上がそういう意見があるという話を伺い、私もどうしたらいいか、大変苦慮しましたけれども、いつもどうしても決定権、村にはなくて、議会に決定権があって、議会で決定すればどうにでもなると。

やはり、議会に理解がしてもらえるような調整をするのは、私は当然だと考えております。ですから、今回も最終決断はさせていただきますけれども、その間の意見集約は私の責任で進めなければいけないというふうに考えております。

ぜひとも今の段階でそれを明確に申し上げないのは、そういういろいろな背景、事情が

あることはご理解をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 理解できません。自分の考えを言わないで、村長がリーダーシップも取らないで、ずるくないですか。

役場庁舎のときもそうだったですけれども、自分はここがいい、こういう理由でここが一番いいと思うと。それは福島の家もあるけれども、村長は村長で一委員としても、委員長だから全体の流れの進め方としては、できるだけ皆さんの意見を聞くというやり方はよろしいかと思えますけれども、最後の最後まで自分の意見、自分はここがいいという意見を言わないで、これから統合小中学校の建設の議論を進める。おかしくないですか。

それが多数の意見になるか、多数の意見ではないかは別にしても、やはり村長は村長として、自分の考え持っているんでしょう。私はここに1票入れましたと、堂々と言ったらいいではないですか。差し控えますというのは、私はずるいと思います。

あまり時間もないので、説明会では、村長、再検討しますと再考しますと、今回答弁でも再考します、再検討しますということを言いましたけれども、白紙撤回するものではないと。白紙撤回と再検討は違うんだよ。再検討はするけれども、白紙撤回はしないんだよというような苦しい答弁を4日間していたなというふうに、私4日間参加して説明会で聞いていました。

再検討はするんだけど、白紙撤回はしない。何かちょっとおかしくないですか。再検討とか見直しというのは、決まったことを一旦白紙に戻して、投票する前の段階に戻して、そこからスタートしてもう一回議論するということですよ。そうでなければ議論にならないでしょう。

総合運動公園近接地の決定は決定として、そのまま保留しておいて、神棚に飾っておいてですよ、それでこの運動公園はいいですか、悪いですか。

今日もホームページ見たら、総合運動公園がなぜいいのかという意見の、建設委員会に出された資料をホームページで公表されていました。

しかしまだ、私たち総務委員さんは、誰ももらっていません。私はホームページで見ましたけれども、まだ読んでいない議員さん、初めて見た議員さんもいますけれども。議会

によく諮って、議会側と建設委員会で意見が一致しないようにというけれども、今日、一般質問するのに、見てから来たから見ましたけれども、総合運動公園はこんないい場所だという意見がまとまっていた文章を見ましたけれども、まだもらっていない人もいるという状況です。

本当に議会と足並みそろえてやってくれるんだかどうか分かりませんが、総合運動公園隣接地を決定のまま保留しておいて、議論するというのはやはりおかしいと。一旦白紙に戻して、議論し直してほしいというのが圧倒的な村民の声ではないのでしょうか。村長、もう一回。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 今の意見に対して、答弁させてもらいますけれども、村民の意見の総意であるかないかは、何とも言えませんけれども、一部の方からそういう意見もいただいておりますが、白紙撤回するか否かについては、またいろいろと考えさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 候補地の1票をどこに投票したかも言わない、これから建設委員会で自分の意見も言わない、白紙撤回もしない、これでは納得できませんね。

候補地の議論には、スクールバスの問題が最大のネックになると思います。今日、ホームページに公表された総合運動公園はこんないい場所だよというのを読ませてもらいましたが、児童生徒全員スクールバスで送迎すれば、総合運動公園がベストだというふうな議論の意見が幾つか出ていました。4か所の説明会でも、事務局長のほうから説明がありましたけれども、やはり4キロメートル、6キロメートルは徒歩通学が原則だという文科省の基準に基づいて、全員スクールバスというのは本当にいいことなんでしょうか。

もしそうでなくて、ちゃんと3キロ、4キロ、中学校でいけば、今、昭和中は5キロですよ。5キロ以上は遠距離通学しています。文科省は6キロだけれども、昭和村は5キロでやっていますけれども、だから、3キロ、5キロにしても、多少それは変えるにしても、徒歩通学、福島のこの案では、直線3キロが徒歩通学の範囲ということで、資料がで

きているので、一応私もそういうふうに認識して、これは決定ではないと思いますけれども、総合運動公園から直線3キロだったら、ちょうど役場、この辺が3キロですよ。ですから、東小学校区の児童は、ほとんど徒歩通学で運動公園は行かなければならないし、大河原小学校区は全員徒歩通学。赤城原も全員徒歩通学というのが原則ですよ。

かつて、昭和東中学校と昭和南中学校が統廃合して、昭和中になったとき、私も議員として、5キロメートル以上はスクールバス出すから反対しないで、村民、保護者の皆さん、約束しますから、スクールバス出すから昭和中、東と南の統合賛成してくれとって、はい、分かりましたと賛成したら、スクールバスはやはり出しませんと。村は約束破ったんですよ。

路線バスに乗ってくださいと。何でだと言ったら、お金がかかりすぎるからと言ったんですよ。だから、大河原小学校区の方は、中学生の場合ですよ、みんなスクールバスで昭和中は行けると思って賛成したら、全員路線バスだと。毎年5万も負担させられてきたわけですよ。

本気になって、スクールバス出す気があったら、とっくにもうスクールバスに出していったっていいはずなのに、三十何年たっても、ずっと路線バスを押し付けているわけですよ。だから、村民に約束したことを破ったと、私は思っていますけれども。

そういうことを踏まえてちょっと聞きますけれども、小学校でいけば、せめて歩いて3キロメートルぐらいまでは、徒歩通学が基本ですよ。ですから、徒歩通学できる児童数が多い場所のほうが最適地だというふうに思いますよ。2キロ、3キロ歩いて通える子供さんが、一番児童数が多い場所が最適地ではないんですか。村長の考え、聞いておきます。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今、林議員さんが言ったことも確かにあろうかと思えます。

ただ、考え方としては、様々な考え方があると思いますし、通学の関係については、当時、そういった約束が守られなかったということも、今、ご指摘されましたけれども、いづれにしても、通学の距離は文科省が設定した距離にこだわることなく、地域の実情、事情に合った通学方法を考えるべきだと私は考えておりますので、よろしく願いいたし

ます。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 村長は、運動公園はごり押しはしませんと。私の意見を強引に押しつけるようなことはしませんというふうに、先ほど答弁いただきましたけれども、既に第3回の建設委員会で決定して、翌日の日、緊急全員協議会5時に集まれと。その場所で、昨日決定したので、総合運動公園の決定にご理解をお願いしますと私頼まれて、嫌だよと言いましたけれども。

既に第3回の建設委員会で決定をしてしまったことで、村民の中に、4か所回ってみて、やはり大河原小学校区は、総合運動公園はほとんど賛成派、東小、南小は反対だと。大ざっぱに分けて、もう村内に対立が生まれてしまった。しこりが残ってしまった。というのが、今現状ですよ。

ですから、本当にこれからこれをどう、多くの村民の理解を得て、対決構図みたいな形になってしまっているのをどうやって収めていくか、まとめていくかは本当に大変なことだと思います。

私も言いたいこといっぱいありますけれども、時間がありますんで、この小中学校建設場所の問題、また全協もありますので、また聞いていきたいと思いますが、本当に村長は自分でどこに1票入れたかも言わない。今後の建設委員会で自分の意見も言わない。やはりおかしいこといっぱいありますんで、引き続き追及していきたいと思いますが、時間があと18分になりましたので、2つ目、3つ目の質問も終わらせたいと思いますんで、次に移ります。

健康保険証の存続について、2点目、伺います。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化、オンライン資格確認をめぐり、トラブルが多発し、保険証としてのカード利用は、増えるどころか減少に転じ、現在はたった4.7%、20人に1人も利用していません。

カードを保険証として使うためには、窓口に設置されているカードリーダーに置いて、4桁の暗証番号を入力するか、顔認証による一致が必要です。しかも受診のたびに毎回やらなければならない。エラーが出たら、資格確認書類への記入が必要となります。マイ

ナンバーカードより、現行の健康保険証のほうがよっぽど便利なんです。楽なんですよ、実際やってみると。

デジタル化、オンライン化など技術革新による社会進歩で、便利になることは確かです。しかし、一方で個人情報の流出や悪用など、リスクも避けられません。最近では、通信アプリLINEの個人情報が44万件も流出しました。

今でも、数多くのカードを持っていると思いますが、マイナンバーカードと比べたら、ごく僅かな個人情報です。社会保障、税番号制度として、マイナポータルで表示できる医療、住民税、年金、住民票、介護から児童手当まで、確認できる7分野40項目、それだけではありません。法律の規定では、国税や国家資格まで、優に100を超える個人情報がこのマイナンバーカードにひもづけされることとなります。さらに、その個人情報が企業の営利活動にまで悪用される計画となっています。

1年後に健康保険証が廃止されるようなことになれば、国民皆保険の崩壊、弱者切り捨て、保険証難民など混乱は避けられません。

そこで、具体的に伺います。

①マイナカードによる保険証利用状況とトラブルの現状について伺います。

②廃止に伴い想定される問題点について、説明を求めます。

③村長として、あらゆる機会を通じて、健康保険証の存続へ尽力を求めまして、最初の質問といたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 林幸司議員さんの2項目めの健康保険証の存続についてのご質問にお答えをいたします。

まず、①のマイナンバーカードによる保険証利用状況とトラブルの状況についてですが、既に報道されていますように、医療機関におけるマイナンバーカードの健康保険証利用は、低水準であると認識しております。

このマイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、あらかじめマイナンバーカードと健康保険証のひもづけを行う必要がありますが、本村の国民健康保険被保険者2,762人のうち56.7%に当たる1,565人と、後期高齢者医療被保険者1,165人のうち47.3%

に当たる551人がひもづけ登録を完了しており、医療機関で利用する準備ができており
ます。

医療機関におけるマイナンバーカードの健康保険証利用の状況については、近隣の医療
機関に利用状況を伺ったところ、10月の利用率は約3%程度で、1日に1人の利用がある
かないかとのことでした。

利用時におけるトラブルは、これまでのところ特にはないようですが、マイナンバーカ
ードの利用ではなく、健康保険証で受診する方が圧倒的に多くなっている状況であります。

次に、②の健康保険証廃止に伴い想定される問題点についてのご質問ですが、マイナン
バーカードの取得は、現在のところ任意でありますので、健康保険証が廃止された場合、
健康保険証を持たない被保険者が発生する懸念があります。

また、国民健康保険や後期高齢者医療では、保険証の紛失などによる再交付申請をし
ますと、役場窓口で本人確認ができた場合は、即時再交付できますが、マイナンバーカード
を紛失した場合は、再交付手数料や顔写真が必要となるほか、再交付までに最低でも二、
三週間を要することになります。

これらの問題への対策として、新たに資格確認書を発行することとされておりますが、
現時点では発行要件が不明であることに加え、発行するためのシステム改修費用が生じる
ことなどが問題点として想定されます。

次に、③のあらゆる機会を通じて健康保険証の存続へ尽力を求めるについてですが、想
定される問題や不安が解消されない場合は、保険者、被保険者の双方にとって、健康保険
証を存続させることが望ましいと思っております。

引き続き、国や県の動向を注視しながら、他市町村との連携を図って対応してまいり
たいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） ほとんど使っている人がいません。20人に1人いるか、いないか
ということです。というのは、保険証だったら、ぱっぱっと進むのに、あれ一々機械でカ
ードを乗せて、手間が余計にかかる。

もし、保険証がなくなって、全員がこの機械ということになると、10人いたら10人が並んで、順番待ちをしなければならないということになって、医療機関は1台の機械では足りなくなる、大きい病院などは5台も6台も機械増やさなければ対応できなくなったりする、問題が様々出ています。

もう廃止が来年の秋というふうに法律で決まっていますから、これを変えてもらわないと、来年7月に新しい保険証を市町村が作って、送付しなければならない。その来年秋に廃止ということになると、半年間しか使えない保険証を作って、送付するということになるのではないかと想像はしているんですが、本当に今でも半分しか昭和村の場合、先ほどの答弁で準備ができていない人すら半分しかいない。半分の人はまだマイナンバーカードを保険証として約半分は使えないわけです。その人たちが減ってはいくでしょうけれども、3割、4割の村民は、無保険者になってしまいますよ。保険証がなくなってしまって、役場に来て手続して、資格証をもらわなくてはならない。そういう面倒くさいことしないように。

それで、上毛新聞さんがアンケートを取って、記事に載せていますんで、読んではいらぬと思いますけれども、県内の市町村長のアンケートでも、4割を超える市町村長が、この保険証は廃止しないでほしいと。延期するか、保険証存続してほしいという市町村長が、県内でも4割超えています。これは上毛新聞のアンケートですからね。

群馬県内のお医者さん、保健医療協会というところがアンケート調査したら、お医者さん自身も9割、ほとんど自民党の支持者ですよ、お医者さんという開業医の方。9割の自民党支持者のお医者さんでさえ、これは本当に保険証は続けてもらわないと、マイナ保健証だけになってしまったら困るというふうに、上毛新聞に回答しています。という状況です。

マイナンバーカードもいろいろ問題点あるんで、今日はそっちのほうは追及はしませんが、5年ごとに新しいカードを手続する。手続するときは1週間、2週間、新しいカードが来るまで、事によれば空白期間が生じるだとか、何かいろいろトラブルがもう次々に想定されていますので、これから5年後、10年後、本当に定着して、100%の方がカードを使えるようになるかどうか分かりませんが、先のこと。分かりませんが、来年の7月には市町村としては決断をして、新しい保険証を作って、送付しなければならないわけ

ですよ。

ですから、この約半年の間に、やはり国民の世論で決断をしなくては、国はぎりぎりまでやらないと思います。ですから、市町村から声を上げてもらって、国保の保険証が継続されるようにぜひ頑張ってもらいたいということで、あと9分しかないんで、最後の質問に移らせていただきます。

3項目め、県道昭和インター線森下バイパスについて伺います。

県によれば、着工してから11年目、総延長760メートル、幅員10メートル、全体事業費10億円とされています。森下宮原遺跡の埋蔵文化財発掘調査に時間がかかったことで、進捗率は約6割となっています。

県埋蔵文化財調査事業団の発注による発掘調査の工期は、今年12月31日となっています。さらに、県の工事発注予定表によれば、本格的な掘削工事や掘削後ののり面補強植生工事など3件が、年内の入札を予定しています。

ご承知のとおり、大森神社と君河原交差点の高低差が大変大きいため、遺跡調査終了後は記録保存のみで、遺跡は撤去される計画となっています。

これらが予定どおり発注されれば、2万立方メートル、ダンプカー約3,000台分の残土が、松之木平地区のサッカー場付近の村有地まで輸送、搬入され、埋め立てられるという大工事となります。

そこで、具体的に伺います。

①宮原遺跡発掘調査は、12月末で全て完了するのかどうか、説明を求めます。貴重な遺跡の発掘状況についても説明していただくとともに、今後の工事で撤去されてしまっても問題はないのか、見解を伺っておきたいと思います。

また、撤去前に、村民等への最後の現地説明会をぜひ実施していただきたい。

②熱海市の土石流事故から、盛土規制法も施行されました。残土2万立方メートルの処理計画、安全対策、災害対応用の残土ストックなどへの活用計画について、説明を求めます。

③以前からお願いしてきましたが、国や県の村内における工事についても、担当課としてきちんと把握し、随時、議会へ報告していただけるように求めまして、最初の質問いたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの林幸司議員さんの3項目めの県道昭和インター線森下バイパスについてのご質問にお答えをいたします。

まず、①の宮原遺跡発掘調査では12月末で全て完了するののかについてですが、群馬県埋蔵文化財調査事業団により、最後の調査を、令和5年6月1日から令和5年12月31日までを調査期間として、発掘調査を実施しております。

現在は予定どおりに発掘調査が進んでいるため、調査期間内に発掘調査が終了する見込みとなっております。

発掘状況については、古墳・弥生・縄文時代までは終了し、現在は、旧石器時代の調査を実施しております。

貴重な遺跡ですが、昨年発掘された内容を超えるような重要な土器等は発見されておらず、この3年代で住居跡が122棟、掘立柱が40棟確認されたとのことであります。

よって、今後は記録保存という形で、図面や写真データで保存するという方法により保管していくことになっているそうです。

また、現地説明会については、令和4年6月に、近隣の住民の方々を対象に開催しておりますが、昨年ほどの遺跡が出ていないこと、現在、既に3年代の調査が終わり、終了の旧石器時代になっていること、入口付近の建設工事が始まって危険なことから、埋蔵文化財調査事業団では実施する予定はないとのことですので、よろしく願いいたします。

次に、②の残土2万立方メートルの処理計画、安全対策、活用計画についてですが、現在、県道昭和インター線の工事による残土を、千年の森サッカー場北側の村有地に搬入しております。計画では約2万立米の残土が出る予定となっておりますが、残土はくぼ地部分に入れ、整地をしていただく予定となっております。

なお、安全対策については、搬入した残土が崩れないよう整地をし、雨水等の排水対策をしていただいているほか、施工期間中の安全対策についても、県で責任を持って対応していただくこととなっております。

また、搬入された残土の災害時の活用については、施工期間中の活用は可能だと思いますが、工事が終了した後の整地された残土の利活用については、今後検討してまいりたい

と考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、③の国・県が施工する村内工事についてですが、現在、県の発注で昭和インター線の森下地内のバイパス整備工事と川額地内の歩道設置工事を施工しております。

今後の予定ですが、昭和インター線の森下地内のバイパス整備は、年内に土木工事とのり面補強工事の2件が発注される予定となっております、川額地内の歩道設置工事は、令和6年度に完成する予定となっております。また、今年度中に久呂保橋の舗装を補修する橋梁補修工事が施工される予定となっております。

国・県が施工する工事内容等につきましては、今後も情報を確認し、その都度報告してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 貴重な遺跡、記録保存ということは、小冊子みたいな形での行く行くは報告書が出来上がるということになるかと思いますが、県のほうがそういう現地説明会の予定がないということでもありますけれども、何らかの形で村民の皆さんに、資料のような形でまとめて回覧するとか、公民館に例えば1コーナー設けて、宮原遺跡の結果報告みたいなコーナーを設けるとか、何かいろいろ考えて、あそこは昭和村で一番お宝が出るんじゃないかとみんな思っている地域なんですよ、宮原はね。何が出るかと期待している人も多いんじゃないかなと思うので、ぜひ何らかの形で。

県がやらないからといっても、村のほうからお願いすればやってくれるかもしれないし、ぜひ、これは教育長に聞かなくて申し訳なかったんですが、貴重な文化財が全部撤去されてしまう前に、何か村民の皆さんに、最後もう撤去されちゃうよという形のお知らせにもなるので、何かやればななどと考えて、質問させていただいたわけであります。

検討のほど、お願ひしておきたいと思ひます。即答はできないと思ひますので。

それと、残土についてなんですけれども、県が搬入しても、最終的には村の管理になってくると思うんですよ。あそこは畑ですから、耕作土もあるわけですよ。例えば、耕作土は、貴重な土です。もう、みそくそ全部混ぜて、残土でどンドン運んで行ってしまう、工事のほうはそんなこと考えないでやると思うんですけれども、せっかくの耕作土は、村内ほ

かの畑で、表土が流出したときなどにも活用できるような気がするんですよ。貴重な耕作土まで、みそくそ混ぜてしまっただけで、全部一回工事が終われば、あと、所有権は多分村でしょうから、それをどう活用していくか、村の自由だとは思いますが、もったいないなという感じもしたので、残土の活用ということでちょっとお聞きしたんですが、時間が来ましたので、ぜひそこも含めて、村長検討して、対応していただけるようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） これにて、本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（片柳悦夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は6日、午前9時30分にかきまますからご参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 2時05分散会